

事業継続計画（BCP）

《自然災害用》

医療法人 徳洲会

山内病院

目次

第1章 基本方針

- 1 BCP策定の目的
- 2 事業継続に関する基本方針
- 3 適用の範囲
- 4 文書管理と開示範囲

第2章 リスク分析

- 1 対象とするリスクの考え方
- 2 当院のロケーションリスク
- 3 病院周辺の状況
- 4 病院内の状況

第3章 災害時の対応体制

- 1 設置基準
- 2 設置場所
- 3 災害対策本部の組織
- 4 解散

第4章 事業継続戦略

- 1 当院の被害レベルに応じた対応戦略
- 2 被害レベルの定義

第5章 災害時の行動計画

- 1 初動対応
- 2 診療体制の確保
- 3 周辺被災状況の把握
- 4 患者の搬送
- 5 医薬品・ライフライン等の確保

第1章 基本方針

1. BCP策定の目的

山内病院（以下、「当院」という）は、大規模な地震・風水害等自然災害またはそれに類する事態が発生した場合でも、病院機能を可能な限り維持しまたは早期に復旧し、病院内の全職員が協力して、初動、急性期から復興期に至るまで切れ目無く災害医療活動を継続することにより、人命を救助し、地域社会の早期復興に貢献するため、本事業継続計画（BCP）を策定する。

2. 事業継続に関する基本方針

当院は、大規模災害時においてもその社会役割を果たすため、以下のとおり基本方針を定める。

- （１）当院の医師、看護師、看護補助者、事務員など職員の安全を第一として対応する。
- （２）当院の使命である「**断らない医療**」を可能な限り継続し、地域医療に貢献する。
- （３）ライフラインや病院施設設備の被害により、診療を停止することになった場合でも、地域のかかりつけ医としての使命を果たし、慢性疾患のある患者の処方箋の発行は継続する。
- （４）災害時の対応を速やかに行うために、平常時から当院及び地域の災害医療体制の整備について積極的に取り組み、病院機能の維持継続または早期復旧に最善を尽くす。
また、必要に応じ、独自に訓練を実施するとともに、地域の訓練等にも参加する。
- （５）医療機関としての役割を鑑み、災害時の初動対応から復旧・復興期において、医療行為を通じて地域社会の復興に貢献する。

3. 適用の範囲

当院のすべての部門に適用する。

4. 文書管理と開示範囲

本事業継続計画（BCP）は、事務部が原本の最新版管理を行い、病院内全部門の全職員に開示し周知する。

第2章 リスク分析

1. 対象とするリスクの考え方

自然災害全般を対象とする。

BCP策定にあたっては、当院のロケーションリスクを把握した上で、それらのリスクが顕在化した場合を具体的に想定して、必要な対策を講じることとする。

2. 当院のロケーションリスク

神奈川県藤沢市のハザードマップ等各種資料によると、以下のリスクが想定されるが、「〇〇」については、当院は警戒区域外となっている。

(1) 地震

- ・大正型関東地震 最大震度 7
- ・南海トラフ巨大地震 最大震度 6 弱

(2) 洪水

- ・市内で浸水継続時間が想定されている地域は、引地川沿い、境川（裏のり）付近
- ・1日以内に浸水がひく場所が大半で、一部の川沿いのみ1～3日間の浸水を想定

(3) 内水

- ・一部地域のみ、大雨により、下水道や側溝、その他の排水施設や河川等の公共用水域に排水できないことにより発生する浸水を想定

(4) 土砂災害

- ・一部地域のみ、がけ崩れ等の発生を想定

3. 病院周辺の状況

以下のような事態が発生する可能性がある。

- (1) 多数傷病者の発生
- (2) 停電、断水、電話不通
- (3) 鉄道、道路等、交通手段の寸断
- (4) 倉庫や輸送手段等の被害による物流網の途絶

4. 病院内の状況

災害の大きさによって被害の程度は様々な状況が考えられる。

本事業継続計画（BCP）においては、病院施設の被害状況に応じて、以下のとおり3つのレベルに分けて考えることとする。

被害のレベル	病院内の状況
レベル1	当院に被害なし（経営資源の制約もなし）
レベル2	病院施設は使用可能だが、停電など経営資源の制約が発生している
レベル3	病院施設が使用不可

第3章 災害時の対応体制（災害対策本部）

1. 設置基準

基準	設置について
病院内で火災発生 藤沢市で震度5強以上の地震発生	発生次第、即時設置
その他の災害	院長の指示により設置

2. 設置場所

災害対策本部を、「医事課」に設置する。

※別添「災害対策本部 設置場所（平面図）」のとおり

3. 災害対策本部の組織

病院内に設置する災害対策本部の体制および役割は、次のとおりとする。

（1）本部長

院長を災害対策本部の本部長とする。

（2）災害対策本部長の代行順位

院長が不在の場合は院長が任務につくまでの間、副院長を本部長代行者とする。

※日当直の時間帯など、院長や副院長などが不在の場合は、当直医を本部長代行者とする。

（3）体制と役割

体制	担当部門等	役割
本部長	院長	・ 災害時医療体制の切替えと終了を決定 ・ 災害時医療を指揮・統括など
本部事務局長	事務長	・ 災害対策本部事務局の業務を統括など
運営事務班	総務課	・ 災害対策本部の設置・運営 ・ 災害対策本部の活動を記録 ・ 各班に災害対策本部長等からの指示を伝達 ・ 各部門の職員（家族含む）の安否等の取りまとめ ・ 各部門の被災状況の取りまとめ ・ 地域の被災状況の情報収集 ・ 参集職員等の役割分担決定 ・ 休憩・仮眠場所の確保 ・ 災害時の交代勤務ローテーション作成 ・ 行政、消防、警察、保健所、医師会、 他の災害拠点病院等との情報収集・提供 ・ 施設・設備の被害状況把握と復旧 ・ 二次災害の恐れのある施設・設備について、 立入り禁止措置と応急処置など
医療情報システム班	SE・医事課	・ 医療情報システムの被害状況把握と復旧
診療班	医局 看護部 薬剤科 放射線科 検査科 リハビリ科	・ 通常診療等を継続 ・ 病棟等への薬剤の供給 ・ 検査業務の実施 ・ 外来患者の安全確保、避難誘導 ・ 外来診療の継続 ・ 入院患者の安全確保、避難誘導

		・ 病棟運営を維持し、入院患者の治療を継続など
入退院調整班	地域連携室	・ 医師と調整し、傷病者の病棟等への受入れ可否を判断 ・ 転院搬送を要する患者の把握と転院先確保及び転院搬送など
給食班	栄養科	・ 入院患者および職員への食事提供 ・ 物資調達班と連携し、非常用食料等の補給体制を確保 ・ 必要に応じ非常食の炊出しなど
物資調達班	薬剤科 総務課	・ 院内で使用する医薬品、医療資器材等の配分 ・ 不足する医薬品、医療資器材等の把握・調達 ・ 救援物資の受入れ・管理 ・ 職員等の食料等の確保など

（４）休日・夜間に発生した場合

- ・ 夜間勤務の体制により立ち上げ、職員の参集状況に応じて徐々に前記の体制に移行する。
- ・ 藤沢市で震度５強以上の地震が発生した場合、自動的に災害対策本部が設置されるので、職員は 休日・夜間においても自身・家族等の安全を確保した上で災害対策本部に参集する。

４．解散

本部長が平常時に復帰したと判断した場合、災害対策本部を解散する。

第４章 事業継続戦略

１．当院の被害レベルに応じた対応戦略

災害時には、一人でも多くの人命を救うため、災害の規模による自院の被害状況に合わせて、以下の戦略に基づき柔軟な対応を行うこととする。

被害レベル	状況	対応方針
レベル１	被害なし	安全確認後、通常どおりの診療を再開する。
レベル２	建物は使用可能だが、停電・電話不通などライフラインが停止し、通常通りの業務が実施できない状況の場合	当面は診療を中止し、以下の業務のみ行う。 ①入院患者のバイタルサイン維持 ②可能な範囲で専門医療の継続 ③慢性疾患患者への処方箋の発行
レベル３	建物が倒壊・水没・火災（使用不可）	避難／入院患者の搬送

2. 被害レベルの定義

(1) レベル 1

自院に被害なし（経営資源の制約もなし）

(2) レベル 2

病院施設は使用可能だが、停電など経営資源の制約が発生している

(3) レベル 3

病院施設が使用不可

第 5 章 災害時の行動計画

1. 初動対応

災害発生から 1 時間以内に、次のことを行うこととする。

(1) 職員の安否確認

各部門の責任者は、把握した職員の安否状況を災害対策本部へ報告する。

(2) 院内患者状況の確認

院内の各部門は、外来・入院患者などの安否状況を把握し、災害対策本部へ報告する。

(3) 内部通信手段の確保

災害対策本部と各部門との間の通信手段となる内線電話および館内放送設備などの使用可否を確認する。

(4) 被害情報等の収集

- ・施設管理部門（総務課）は、病院機能を支える施設・設備に関して被害状況を確認し、その結果を災害対策本部へ報告する。
- ・院内各部門は、各職場における建物・設備、各種医療機器等に関して、被害状況等を確認し、その結果を所定の様式に記載して災害対策本部へ報告する。
- ・災害対策本部の運営事務班は、施設管理部門及び院内各部門からの報告に基づき、病院全体の被害状況を集約・整理して、速やかに災害対策本部長に報告する。

(5) 診療可否の判断と診療形態の決定

災害対策本部長が当院におかれている状況、得られた情報から総合的に判断し、避難するか、診療継続（診療形態を含め）とするかを判断する。

2. 診療体制の確保

災害対策本部長が診療継続（診療形態を含め）と判断した場合、次のことを行うこととする。

(1) 診療に必要な資材や機器の使用可否の確認

災害対策本部の診療班は、次の機器等について使用可否を確認し、災害対策本部へ報告する。

- ・医療ガス設備
- ・医薬品
- ・医療消耗品

- ・レントゲン機器
- ・検査機器
- ・医療情報システム（電子カルテなど）

（２）診療継続と院内体制の強化

- ・休暇等の職員の被災状況を確認し、可能な範囲で、非常招集を行う。
- ・職員の安否確認等については、緊急連絡網等を活用する。
- ・参集した職員の役割分担を行う。
- ・限られた人的資源等を効果的に配置するなどし、災害医療体制の強化と職員の活動基盤の整備を行う。

3. 周辺被災状況の把握

災害対策本部の運営事務班は、インターネット、テレビ、ラジオおよび広域災害救急医療情報システム（E M I S）等を活用し、近隣の被害状況を確認する。

4. 患者の搬送

診療班および入退院調整班は、当院の診療能力等を鑑みて、転院が必要な患者を迅速に搬送できるように調整する。

【搬送先リスト】

病院名	住 所	連絡先
藤沢市民病院	神奈川県藤沢市藤沢 2-6-1	0466-25-3111
湘南藤沢徳州会病院	神奈川県藤沢市辻堂神台 1-5-1	0466-35-1313
湘南鎌倉総合病院	神奈川県鎌倉市岡本 1370 番-1	0466-46-1717

5. 医薬品・ライフライン等の確保

給食班および物資調達班は、別添の「緊急連絡先リスト」にて、院内で使用する医薬品、医療消耗品、食料等について、継続的な供給ができるよう取引業者と調整を行う。

付 則

この計画は、令和5年 8月 1日から施行する。